

鳥取県立境港総合技術高等学校 福祉科に関する規則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、鳥取県立境港総合技術高等学校福祉学科福祉科の設置に係る、教育方針及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 福祉科は、福祉に関する専門的な知識・技術を身につけながら、介護実習や国家資格「介護福祉士」受験資格に取り組み、幅広く福祉の心をもった人材を育成することを目的として設置する。

(名称)

第3条 福祉科には次の2つの類型を置く。社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和62年政令第402号)第3条の養成施設等の申請に係る類型を、福祉学科福祉科介護類型と称する。養成施設等の申請に係らない類型を福祉学科福祉科こども福祉類型と称する。

(位置)

第4条 鳥取県立境港総合技術高等学校の所在地は、鳥取県境港市竹内町925番地とする。

(修業年限)

第5条 鳥取県立境港総合技術高等学校の生徒の修業年限は3年とする。

(生徒定員及び学級数)

第6条 鳥取県立境港総合技術高等学校福祉学科福祉科の各学年の定員は38人とし、各学年は1学級で編成する。

2 福祉科の生徒は、第1学年の1学期末時点で、第3条に示す2つの類型に分かれるものとし、類型選択以降は卒業時点まで、類型の変更は原則としてできない。

(養成課程及び履修方法)

第7条 福祉科の生徒は、各類型の教育課程に定める教科科目の単位を全て履修する。

2 養成課程となる介護類型の教育課程は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年3月24日文科科学省・厚生労働省令第二号)別表5の高等学校等(専攻科及び別科を除く。)欄で定められた教科科目及びその単位数を全て含むこと。

3 本条第2項の教科科目のうち、「人間と社会に関する選択科目」は生物基礎(2単位)及び数学A(2単位)とする。ここで、該当科目の単位数は、専門教育を主とする学科の特色を考慮した教育課程編成のため、高等学校学習指導要領で定められた標準単位数の一部を減じて編成するものとする。

(学年、学期及び授業を行わない日)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日

3 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
- (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定めた日(総日数は57日以内とする。)
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(入学時期)

第9条 第1学年への入学の許可は、学年の始めに行う。

(入学資格)

第10条 入学することの出来る者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学者の選考)

第11条 入学志願者に対しては、入学者の選抜を行う。

2 入学者の選抜方法については鳥取県教育委員会が定め、毎年あらかじめ告示する。

(入学手続)

第12条 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書をその者に交付するものとする。

(退学・休学・復学)

第13条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願又は退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 第1項の規定による休学の許可の期間は、3月以上1年以内でなければならない。ただし、校長が必要があると認めたときは、その期間を更に延長することができる。

4 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願を校長に提出しなければならない。

5 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

6 校長は、第4項の復学願の提出があった場合において、教育上支障がないと認めたときは、相当学年への復学を許可することができる。

(学習の評価)

第14条 介護類型の生徒の各学年における各科目の履修認定は次のとおりとする。

(1) 第7条第2項、第3項で規定する養成課程に係る教科科目のうち「介護実習」を除く科目の履修は、学習態度が良好で、出席時間数が実施時間数の4/5以上の科目について履修を認定する。ただし、出席時間数が実施時間数の4/5未満であっても、2/3以上の出席があり、かつ、その欠席が病気等真にやむを得ない特別の理由によると認められる場合は、校長が履修を認定する。

(2) 「介護実習」の履修は、学習態度が良好で、出席時間数が実施時間数の4/5以上のとき履修を認定する。

(3) 介護類型の教育課程に定めた教科科目で、前各号に示した以外の教科科目の履修は、学習態度が良好で、出席時間数が実施時間数の4/5以上の科目について履修を認定する。ただし、出席時間数が実施時間数の4/5未満であっても、2/3以上の出席があり、かつ、その欠席が病気等真にやむを得ない特別の理由によると認められる場合は、校長が履修を認定する。

2 こども福祉類型の生徒の各学年における各科目の履修認定は、学習態度が良好で、出席時間数が実施時間数の4/5以上の科目について履修を認定する。ただし、出席時間数が実施時間数の4/5未満であっても、2/3以上の出席があり、かつ、その欠席が病気等真にやむを得ない特別の理由によると認められる場合は、校長が履修を認定する。

3 学習成績の評定は教科担任が、平素の学習状況および定期考査の成績に基づき、5段階法の絶対評価で行う。

4 単位修得の認定は、履修が認められ、かつ、学年末における学習成績の評定が2以上である教科科目について、校長が認定する。

(進級及び卒業)

第15条 次の各号の一に該当する者は原級に留める。

(1) 教育課程に定める各教科科目について、履修が不認定となった科目のある者。

- (2) 特別教育活動の不認定の者。
- (3) 第1学年、第2学年においては、単位不認定の科目が、その学年で5単位以上ある者。
- (4) 第3学年においては、修得単位数が卒業に必要な要件を満たさない者。
- (5) 出席日数が出席すべき日数の2/3に満たないもの。
- (6) 休学者。
- (7) 学習態度または性行が著しく不良であつて、会議によって、原級に留まることが適当と認められた者。

2 学校が定めた教育課程の全てを履修し、専門教科25単位以上を含む74単位以上の単位を修得し、特別活動の成果が認定された者は、会議に諮って校長が卒業を認定する。

(入学検定料、入学料、授業料、実習費等)

第16条 授業料、入学料、入学者選抜手数料の徴収については、鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年3月28日鳥取県条例第4号)の定めるところによる。

2 生徒は、その他、実習等に必要な費用を納入しなければならない。

(教職員の組織)

第17条 境港総合技術高等学校に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、及び現業職員を置く。

2 副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。教頭は、校長、副校長を助け、命を受けて校務を整理する。

3 境港総合技術高等学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び人権教育主任を置く。主任は、当該学校の教諭(保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

4 学科ごとに学科主任を置く。学科主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

5 境港総合技術高等学校に、司書を置く。司書は、事務職員のうち図書館法(昭和25年法律第118号)第5条第1項の資格を有するものの中から、教育委員会がこれを命ずる。

(賞罰)

第18条 校長は、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

2 校長は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる生徒
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる生徒
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない生徒
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した生徒